

## 旧岩井西高校跡地検討委員会設置要綱

平成30年3月12日告示第20号

(設置)

第1条 旧岩井西高校跡地の今後の利活用方策を検討するため、旧岩井西高校跡地検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その検討の結果を市長に報告する。

- (1) 旧岩井西高校跡地の今後の利活用方策に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民のうちから公募により選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から、検討の結果を市長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則